平成２４年（フ）第３０９号
香川県小豆郡小豆島町橘甲598番地　小豆島町営橘改良住宅橘ｋ棟402
債務者　堀　　實夫
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１８７２号
福岡市早良区南庄４丁目10番32―307号
債務者　岩本　聡子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８２号
福岡県遠賀郡遠賀町大字鬼津2860番地の４
債務者　谷口　和子（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１１０号
福岡市博多区神屋町３番18号
債務者　池田　保幸
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１７８号
福岡県筑紫野市桜台１丁目１番６―504号
債務者　友枝　和也
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２４号
福岡県春日市岡本４丁目60番地
債務者　三笘　美佳
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２７１号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵179番地ウィンディア須恵Ｂ202号
債務者　大見　朋也
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２９４号
福岡県筑紫野市俗明院２丁目１番31号
債務者　中川　直子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３２０号
福岡市南区和田１丁目12番25号
債務者　池田　　猛
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３４号
福岡市博多区東月隈４丁目８番５―101号
債務者　山本　秀明
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５２号
福岡市中央区今泉２丁目１番70―807号
債務者　末嵜　　修
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５７号
福岡市城南区南片江１丁目27番５―109号
債務者　石坂　浩晃
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６７号
福岡県糸島市前原西４丁目７番３―105号
債務者　岩村　泉美（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３７０号
福岡市東区西戸崎３丁目６番12号
債務者　佐々木久仁代（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９４号
福岡市南区高宮１丁目13番25―305号
債務者　松永圭那子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４０１号
福岡県糟屋郡志免町志免中央３丁目１番20―405号
債務者　合原　明美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２６号
福岡県大野城市白木原１丁目14番28―303号
債務者　浦邉　勝利
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４２８号
福岡市南区的場２丁目８番1308号
債務者　杠　　浩次
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部